

ヴァンラーレ八戸 試合運営管理規程

ヴァンラーレ八戸ならびにＪリーグでは、Ｊリーグの試合をご観戦頂く全ての皆様に対しまして、安全で快適なスタジアム環境と試合運営を提供する為、管理規程に基づき、Ｊリーグの試合運営ならびにスタジアムの安全管理およびセキュリティを行っています。

ご観戦にあたっては、フェアプレー精神に則った応援をお願いするとともに、下記の管理規程を遵守下さいますようお願い申し上げます。

当クラブが開催する主管試合におきまして、下記事項を遵守頂けない場合には、入場のお断りあるいはご退場願うこともございますので、あらかじめご了承下さい。

なお、当該行為が試合運営管理規程に抵触するか否かについては、ヴァンラーレ八戸またはＪリーグが最終的に判断させていただきます。

また、各クラブによって主管試合の試合運営管理規程（持ち込み禁止物・横断幕掲出ルールなど）が異なりますので、ご来場の際は各クラブのホームページでご確認下さい。

第１条（規程の対象）

株式会社ヴァンラーレ八戸（以下「ヴァンラーレ八戸」という。）により制定される「ヴァンラーレ八戸 試合運営管理規程」（以下「本規程」という。）の目的は、リーグ戦、リーグカップ戦等、当クラブが主管する全ての試合〔公益財団法人日本サッカー協会（以下、「協会」という）、および公益社団法人日本プロサッカーリーグ（以下、Ｊリーグという）が主管する全ての試合を含む〕の円滑で安全な運営を確保する事にある。本規程を、ヴァンラーレ八戸の管理下にあるスタジアムおよびその他の施設に入場し、または入場しようとする全ての者は遵守しなければならない。

第２条（定義）

次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

1. 試合

リーグ戦、リーグカップ戦等ヴァンラーレ八戸が主管する全ての試合をいう。

2. 施設

試合運営のためにヴァンラーレ八戸が管理するスタジアム等の施設及び区域一切をいう。

3. 運営・安全責任者

Ｊクラブ実行委員または実行委員代理をいう。

4. 運営担当・セキュリティ担当

運営・安全責任者の任命を受け、試合における安全確保のため業務に従事する者をいう。

5. 警備従事員

試合の安全確保のため、運営・安全責任者が任命した者をいう。

第3条（運営担当・セキュリティ担当）

警備従事員には、運営・安全責任者がクラブスタッフの中から任命し、安全確保業務に従事する運営担当またはセキュリティ担当が含まれる。

第4条（持ち込み禁止物）

運営・安全責任者が特に必要と認めた場合を除き、Jリーグ試合運営管理規程第3条（持ち込み禁止物）および次の各号に掲げる物を施設に持ち込むことはできない。

1. 施設管理者により持ち込みを禁止されている物
2. ビン・缶
3. 子供用車椅子を除くベビーカー、バギー、旅行用鞆等大型または大量の荷物
4. テント、簡易チェア、ボール等
5. レーザーポインター、ホイッスル、トランペット、チアホーン、ガスホーン、ブブゼラ、音響機器等の試合進行を妨害する恐れのある物
6. 棒、ハンマー、ドライバー、チェーン等凶器として使用される恐れのある物
7. 紙ふぶき、紙テープ等
8. 特定の会社または営利企業の宣伝を目的として、特定の会社名、製品名等を表示した物（特定の会社、製品等を連想させる物を含む）
9. その他試合の運営または進行を妨害し、他人に迷惑または危険を及ぼす等の恐れがあると運営・安全責任者または警備従事員が認めた物

第5条（禁止行為）

運営・安全責任者が特に必要と認めた場合を除き、いかなる施設においてもJリーグ試合運営管理規程第4条（禁止行為）および次の各号に掲げる行為をしてはならない。

1. 施設管理者により禁止されている行為
2. 持ち込み禁止物の使用またはその活用
3. 運営担当・セキュリティ担当もしくは警備従事員によって、立入制限区域として示され、もしくは立ち入りが禁止された区域に正当な理由なく立ち入る行為
4. 盲導犬、聴導犬を除くペットを連れての観戦
5. 最上段を含む観客席内での傘の使用
6. フェンスや手すり・座席に登ること、座ること、足をかけること、および上に上っての

観戦

7. 観客席内でのフラッシュを焚いての写真撮影
8. スタジアム敷地内での喫煙
9. 指定されたホームチームエリアでのビジターチームの応援、ビジターチームのグッズ（ユニフォームや応援グッズ）及びそれらに類するものの着用及び使用
10. 指定されたビジターチームエリアでのホームチームの応援、ホームチームのグッズ（ユニフォームや応援グッズ）及びそれらに類するものの着用及び使用
11. 指定時間前の入場待機列確保
12. 指定された場所以外での立っての観戦、および通路・階段等での観戦
13. 指定された場所以外への横断幕・垂れ幕・ビッグフラッグ・バンデラ等の掲出
14. 指定された場所以外への太鼓やスネアドラム、シンバル等の鳴り物、および大旗の持ち込みおよび使用
15. 集団での抗議活動、チームバスの進路妨害
16. スタジアム周辺への違法駐車、および周辺の商業施設等の駐車場の利用
17. 近隣の住民に迷惑のかかる行為
18. 承認を受けていないポスター、チラシ等の配布、掲示および募金、署名、調査活動、物品販売
19. その他、競技運営上支障を及ぼす恐れのある行為、運営・安全責任者が不適切と認める事項、警備従事員の指示に従わない迷惑行為
20. 試合の運営または進行を妨害し、他人に迷惑または危険を及ぼす等の恐れがあると運営・安全責任者または警備従事員が認める行為
21. 上記各号の他、公序良俗に反する発言又は行為

第6条（遵守規程）

次の各号に定める事項を遵守しなければならない。

1. Jリーグ試合運営管理規程
2. 本規定
3. ヴァンラーレ八戸観戦ガイド
4. チケット、身分証明書、通行証等の掲示を求められた時は、これを掲示すること。
5. 安全確保のため、手荷物、所持品等の検査に協力すること。
6. 警備従事員および治安当局の指示、案内、誘導等に従い行動すること。

第7条（販売拒否事由）

運営・安全責任者は、以下の各号に該当する者に対し、入場券の販売をしない。また、その

者が当該事由に関わらず自らまたは第三者を通じ入場券を購入した場合、運営・安全責任者はその者に対し、第9条に基づき入場を拒否することができる。

1. 暴力団による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条の暴力団、暴力団員、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋等、社会運動党標ぼうロゴまたは特殊知能暴力集団等、その他これに準ずる者（以下「暴力団員等」という。）
2. 暴力団員等でなくなった時から5年を経過しない者（以下「元暴力団員等」という。）
3. 暴力団員等または元暴力団員等と、組織上、経営上もしくは業務上の関係を有し、または当該関係を有する団体に所属する者
4. 自己、自社もしくは第三者の不正の利益を得る目的または第三者に損害を加える目的をもってするなど、不当に暴力団員等または元暴力団員等を利用していると認められる関係を有する者
5. 暴力団員等または元暴力団員等に対し、資金等を提供し、または便益を供与するなどの関与をしていると認められる関係を有する者
6. 暴力団員等または元暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有する者
7. 第8条に違反する行為、所謂ダフ屋行為（入場券等の不正な売買行為）またはショバ屋行為（座席等の不当な占拠行為）を行った者
8. その他入場券の販売をしないこととする相当の理由があると主催者側が判断した者

第8条（転売等の禁止）

何人も第三者に対し、主催者の許可を得る事なく、入場券を転売（インターネットオークションを通じての転売を含む）その他の方法で取得させてはならない。ただし、家族、友人、取引先、その他これらに類する特定の関係に基づき、営利を目的とせず、かつ業として行われない場合についてはこの限りではない。

第9条（入場拒否・退場命令・物の没収）

1. 運営・安全責任者は、本規定の第4条、5条または6条の規程に違反した者並びに、第7条の規程に該当する者の入場を拒否し、施設からの退場を命じることや物の没収等必要な措置を取ることができる。本条の対象となる試合には、協会およびJリーグの主催試合を含む可能性がある。
2. 運営・安全責任者は、前項に該当する者に対し、主催者または管理者が被った被害（当該者の違反行為を理由としてクラブに科された制裁に起因してクラブが被った一切の損害を含む。）の賠償を請求する事ができる。
3. 運営・安全責任者は、前項に該当する者の中で特に悪質と認める者に対しては、その後開催される全ての試合についての入場を拒否する事ができる。また、チケットの返還を求め

る事ができる。

4. 運営・安全責任者により入場を拒否され、又は施設から退場を命じられた者は、チケットの購入代金の払い戻しを求めることはできない。

第 10 条（権限の委任）

運営・安全責任者は、特定の施設についてその権限を他の者に委任する事ができる。

株式会社ヴァンラーレ八戸
代表取締役社長 下平 賢吾